

令和 7 年度宮崎県観光入込客統計調査委託業務仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度宮崎県観光入込客統計調査委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の内容

(1) 観光地点及び行祭事・イベント名簿の作成

観光庁作成の「観光入込客統計に関する共通基準（令和 5 年改定）」及び「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領（令和 5 年改定）」に基づき、(2) 及び (3) の調査対象となる観光地点及び行祭事・イベントの名簿作成を行う。

(2) 観光地点等入込客数調査

ア 調査目的

県内の観光地点等を訪れた人数の把握（月別入込客数）

イ 調査単位

観光地点及び行祭事・イベント

ウ 実施方法

各市町村観光主管課において観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者等に確認した月別の入込客数について、調査を行う。

エ 結果の取りまとめ

調査結果を観光地点等名簿（県より提供）の様式に取りまとめるとともに、観光地点等の地域別・市町村別・分類別等に集計する。

(3) 観光地点パラメータ調査（以下「パラメータ調査」という。）

ア 調査目的

四半期ごとの観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額等の把握

イ 調査単位

観光地点、個人

ウ 調査対象

① サンプル数

1 回の調査当たり 3,000 サンプル以上

※ ここでいうサンプル数は回収票数ではなく、回答者を含む同行者数の合計。

※ 有効サンプルは、すべての設問に対して有効に回答している調査票とし、調査員は可能な限りその場で有効な回答内容か確認する。

※ 無効票が出ることを想定し、サンプルは多めに確保する。

※ 来場者数が極端に少ない場合を除き、年齢や性別が偏らないように

可能な限り配慮して調査を行う。

② 観光地点

県が示す県内観光地点 15 地点

エ 調査周期・調査日

四半期ごと、対象四半期の休日から 1 日実施。

① 令和 7 年 4 ～ 6 月

② 令和 7 年 7 ～ 9 月

③ 令和 7 年 10 ～ 12 月

④ 令和 8 年 1 ～ 3 月

※ 原則として県内すべての調査地点で同日実施とする。

※ 当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日を選定し、お正月、GW、お盆などは除く。

オ 実施方法

各地点調査員 2，3 名程度による面接調査。

カ 調査票

調査票は「観光入込客統計に関する共通基準」の標準様式をもとに、宮崎県観光の特性を踏まえたものを受託者において提案し、県との協議の上で確定して受託者において印刷したものを用いる。

※ 調査票については、日本語版の他、外国語版（英語、韓国語、簡体字中国語及び繁体字中国語）を用意する。

キ 結果の取りまとめ

① 調査結果の入力

データを整理し、無効票を排除した上で、調査結果を入力する。なお整理において補完できるデータは補完した上で、一問でも記入漏れがあった場合には当該票全体を無効票として扱う。

② 集計事項

属性別平均訪問地点数、属性別平均利用宿泊施設数、属性別観光消費額単価等について集計を行う。

(4) 統計量の推計

ア 統計量の推計

県が別途提供する観光地点等入込客数調査結果及び観光地点パラメータ調査結果、観光庁から提供されるデータを用いて、令和 6 年の観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額の推計を四半期ごとに行う。

イ 結果の整理

集計結果を観光入込客統計データ共有様式に整理し、調査結果の分析を行う。また、調査結果等について特筆すべき要因等が考えられる場合はその要因調査を行う。

(5) 「令和 6 年宮崎県観光入込客統計調査結果報告書」の作成

上記(4)の推計結果及び県が別途提供する観光地点パラメータ調査結果をもとに、県が発行している「令和 5 年宮崎県観光入込客統計調査結果(38

ページまで)」と同内容のものを作成する。

(6) 成果品の作成及び提出

ア 「令和7年度宮崎県観光入込客パラメータ調査〇月～〇月期」

取りまとめた四半期ごとの調査結果がまとまり次第すみやかに提出。

イ 「令和6年観光入込客統計データ共有様式」

推計した四半期ごとの統計データがまとまり次第すみやかに提出。

ウ 「令和6年宮崎県観光入込客統計調査結果」

県が発行している「令和5年宮崎県観光入込客統計調査結果（38 ページまで）」と同内容のものを提出。

（A4版 冊子2部及び複製用原稿1部）

※ 対象期間：令和6年1月～12月

エ ア、イ及びウの電子データ

4 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で企画提案内容に変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (5) パラメータ調査にて使用した記入済みアンケート用紙は受託者において3年間保存の上で、廃棄すること。